破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１５０２号
福岡市西区小戸４丁目24番36号
破産者　市丸　了輔
1　決定年月日　平成30年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２００号
福岡市西区上山門２丁目11番10―６号
破産者　石井　浩美
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０１号
福岡市西区上山門２丁目11番10―６号
破産者　石井　裕美
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６７７号
福岡市南区大橋２丁目14番16号、前住所福岡市南区横手１丁目５番16―203号
破産者　稲益　光代
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７３５号
福岡市南区若久１丁目16番19―102号
破産者　内田　慎一
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８２７号
福岡市博多区上川端町14番20号
破産者　村上　治美
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８３７号
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石72番地444
破産者　岡本としえ
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８８６号
福岡市城南区東油山１丁目14番21―201号
破産者　井芹　裕司
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９１９号
福岡県古賀市舞の里５丁目６番４号　アベニュー舞の里Ａ103号
破産者　竹中　昭子（旧姓大岩本）
1　決定年月日　平成30年３月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３８２号
大津市美空町２番14―401号　びわこ美空第２団地
破産者　渡辺　義憲
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６０１号
福岡県福津市福間南５丁目24番28号　グランドハイム福津103号
破産者　筱島　光洋
1　決定年月日　平成30年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２１５号
沖縄県那覇市字字栄原967番地　光マンション406
破産者　松川　静江
1　決定年月日　平成30年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２２９３号
北海道千歳市朝日町３丁目１番地の５
破産者　藤田　時男
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６６号
青森県五所川原市中央６丁目22番地　コーポグロリア201号室
破産者　佐藤　　薫
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第８１９号
仙台市若林区大和町５丁目８番20―801号
破産者　牧野伸一郎
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８２５号
仙台市宮城野区新田東２丁目11番地の10　メゾンブリリアント502、従前の住所仙台市太白区諏訪町５番53号　クレフラスト太子堂南Ｂ棟203
破産者　國安　公二
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８３９号
仙台市太白区八本松１丁目15番18―202号、従前の住所仙台市太白区郡山１丁目19番１―316号
破産者　嵯峨　紀子（旧姓武田）
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４６８号
埼玉県草加市原町２丁目３番12―22号、旧住所埼玉県越谷市神明町１丁目54番地１　ベルドゥムール越谷神明町202
破産者　村田　和義
1　決定年月日　平成30年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係